

令和 5 年度認可保育所等入所申し込み案内

令和 5 年 5 月から令和 6 年 3 月までの間に入所を希望される方は、入所申込書等を受付期間内に提出してください。

受付期間	月曜日～金曜日(土日祝除く)午前9時～午後5時
受付場所	住民生活課子ども支援係
その他	○4 月入所受け付けは終了しました。 ○転入予定の場合も申し込みできます。 ○入所希望月の前々月末日までに申し込みをしてください。 ○書類提出時に面談を実施しますので、2 日前までに事前に電話でご連絡ください。また、時間に余裕を持ってお越しください。 ○調整の結果、希望の保育所に入所できない場合がありますのであらかじめご了承ください。

★町内認可保育所概要

保育所名	所在地	電話番号	利用定員	0歳受入月齢	開所時間 (延長保育含む)	その他
甲佐保育園	岩下 157-8	234-0186	60 人	4 ヶ月～	7:00～19:00	一時保育あり
若草保育園	横田 308	234-0013	80 人	8 週～	7:00～19:00	一時保育あり
竜野保育園	上早川 1128	234-0519	60 人	産休明け(2 ヶ月)～	7:00～19:00	一時保育あり
乙女保育園	津志田 3118	234-3947	80 人	6 ヶ月位～	7:00～18:30	一時保育あり
緑川保育所	白旗 216	234-0789	60 人	6 ヶ月～	7:00～19:00	一時保育あり
各保育園(所) 保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:00～16:00						



≪お問い合わせ先≫
 甲佐町役場 住民生活課子ども支援係
 〒861-4696
 上益城郡甲佐町大字豊内 719-4
 TEL 096-234-1113 (直通)
 FAX 096-234-2957

詳細は次ページ以降をご覧ください⇒

★子ども・子育て支援新制度

1. 認可保育所等を利用するためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設
1号認定	満3歳以上で、幼稚園等の教育を希望	幼稚園（新制度移行園） 認定こども園
2号認定	満3歳以上で「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満で「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望	保育所 認定こども園、地域型保育

2. 保育の必要量（保育所等の利用可能な時間）について、その就労時間などに応じて次のいずれかに区分されます。

	保育所の利用時間	就労を想定した場合の条件 （保護者の就労時間）
保育標準時間	最長11時間／日	父：120時間以上／月 母：120時間以上／月
保育短時間	最長8時間／日	父又は母いずれか 48時間～120時間未満／月

※月48時間未満の就労時間については、保育を必要とする事由に該当しません。

※120時間の目安：週5日（1日6時間勤務）

3. 保育所入所（2号認定・3号認定）については甲佐町にお住まいで次の要件のいずれかに該当することが必要です。

- ①就労（家庭外労働、家庭内労働（内職も含む））「就労時間：月48時間以上」
- ②就学している場合（職業訓練校等における就業訓練を含む）
- ③病気やケガをしたり、精神若しくは身体に障がいがあるため、児童の保育ができない場合
- ④児童の家庭に長期にわたる病人や精神若しくは身体に障がいのある人がいるため、常時その看護にあたっており、児童の保育ができない場合
- ⑤妊娠・出産
- ⑥火災・風水害・地震などの災害のためその復旧にあたり、児童の保育ができない場合
- ⑦求職活動を行っている場合（起業準備を含む）
※求職活動でも申し込みはできますが、入所した場合は3ヶ月以内に就労を開始する必要があります。
- ⑧求職活動を行っている場合（起業準備を含む）
- ⑨虐待やDVのおそれがある場合
- ⑩育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合
- ⑪その他、上記に類する状態にあると町長が認める場合



★入所申込みに必要な書類

- 1 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育所等利用申込書
- 2 保育所等入所申込補助票
- 3 保育の必要性を証明する書類

保護者の状況により該当する書類を提出してください。60歳未満の同居祖父母分も必要です。

保護者の状況 (入所理由)	提出書類	備考
就労中・就労予定	就労(予定)証明書	勤務先による記入・証明が必要
求職活動中	求職活動申立書	求職活動の内容を記載
農業・自営業	家庭状況申告書	地区の民生委員による確認が必要
就学中・就学予定	就学(予定)証明書	在籍している学校による記入・証明が必要
病気	診断書等 ※様式有	主治医からの診断書が必要 ※家庭で保育ができない期間や理由
障がい	障害者手帳・療育手帳(精神障害者福祉手帳)の写し	現在も有効なもの
家族の看護・介護	診断書・障害者手帳・家庭状況申告書等	看護や介護が必要であることがわかるもの
出産予定	母子健康手帳の写し	母子健康手帳(保護者氏名・分娩予定日記載部分)の写し

4 転入予定の場合は確約書も提出してください。

※申込書等は住民生活課、町内保育園(所)、町ホームページにて配布します。

※未提出書類がある場合、入所の選考の際に不利となる場合があります。

★入所決定までの流れ(予定)

※スケジュールが変更になる場合もあります。

申込の受付

申込書、添付書類をご提出ください。



認定審査

(月の月上旬～下旬)



利用調整

町と保育所で利用調整を行います。



支給認定証
(又は支給認定却下通知)
を送付

(月の月上旬)

「支給認定通知書・支給認定証(又は支給認定申請却下通知書)」を送付します。

※この支給認定証により、入所が決定するものではありません。



入所内定通知書を送付

入所可能と見込まれる方には入所内定通知書を送付します。



利用契約決定通知書
(又は入所保留通知書)
を送付

(月の月上旬～下旬)

入所決定の方には「利用契約決定通知書」、入所ができない場合は「入所保留通知書」を送付します。

※転入予定者は、転入後に通知します。



★選考及び結果について

申込書に基づき、入所基準の審査を行い決定します。ただし、入所希望者が定員を超える場合には、甲佐町の基準に従い優先順位の高い人から順に決定します。保育料に滞納がある場合は調整の対象となります。申込状況によっては入所保留となりますのでご了承ください。

申し込みの取り下げや内容に変更がありましたら速やかにご連絡ください。

入所保留となった人は、令和5年度中は調整を続けます。その結果、入所が決定した場合には連絡をします。

★保育料・副食費の算定について

保育料・副食費は次の市町村民税課税額をもとに毎年4月と9月に算定します。

4月～8月	令和4年度（令和3年分）
9月～3月	令和5年度（令和4年分）

次の基準日時点で甲佐町に住民票がない人は市町村民税課税証明書を提出してください。

基準日	必要な市町村民税課税証明書
令和4年1月1日	令和4年度（令和3年分）
令和5年1月1日	令和5年度（令和4年分）

基本的にその年の1月1日時点で住民票があった市町村で取得することになりますが、まれに事業所所在地など他の市町村で課税されている方もいるため、まずはその年の1月1日に住んでいた市町村に取得できるかお問い合わせください。

- 1号認定・2号認定の児童については幼児教育・保育の無償化により保育料は無償となりますが、副食費については保護者負担となります。
- 入所決定者のうち、未申告の人や課税証明書が未提出の人に関しては、正確な算定ができないため、一旦最高階層での仮算定とします。
- 父母の収入が著しく低い場合は、同居の家族の中で所得の一番高い方で算定する場合があります。
- 児童の年齢は入所月に関わらず令和5年3月31日時点の年齢により算定します。
年度途中に3歳になっても、保育料の変更はありません。
- ならし保育については、正式な入所開始後からとなります。ならし保育期間中もその月の保育料が必要となります。
- 修正申告等による税額の変更、離婚等による家族構成の変更等は保育料・副食費に影響するため、速やかにご連絡ください。（家族構成が変わったことにより保育料・副食費が変更になる場合は、異動の翌月からの変更になります。）

★その他

◎退所について

次の場合には原則、保育所を退所していただきます。退所する場合は「保育所退所届」を提出してください。

- ・保育の必要性がなくなった場合（退職、病気・ケガの完治等）
- ・支給認定申請及び施設利用申し込みに虚偽がある場合
- ・無断欠席が続いた場合
- ・町外へ転出される場合（転出日の属する月の月末までは通園可能です。）
- ・期限までに必要書類の提出がない場合

◎定員について

認可保育所には定員があります。甲佐町では定員を超えても一定の人数まで入所できる取り扱いをしておりますが、施設の面積や保育士の数などの基準により、入所可能人数には上限があります。この基準は、安全で健康的な保育を行うために全国一律に定められているものです。

